

消防 L i v e 映像通信システム運用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市消防通信規程（平成 1 5 年消防局訓令第 1 号）第 5 0 条に基づき、消防通信業務を補足するために使用する消防 L i v e 映像通信システムに係る運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 操作者 消防 L i v e 映像通信システム（以下「システム」という。）を操作する指令課員をいう。
- (2) 通報者等 1 1 9 番通報をした者、協力者及び消防隊等をいう。
- (3) 消防 L i v e 映像通信システム 通報者等が、スマートフォンを利用し災害・救急現場等の映像を送信し、消防指令センター（以下「指令センター」という。）がその映像を取得すること及び指令センターから応急処置に必要な映像等を通報者等に送信し、通報者等がその映像を取得することが出来るシステムをいう。

(運用)

第 3 条 指令課長が次の各号に掲げる全てに該当すると判断した場合に、システムを使用出来るものとする。ただし、指令課長がシステムを使用する必要があると判断する場合は、この限りでない。

- (1) 1 1 9 番通報の状況を映像で確認する必要がある場合又は通報者等に映像等を送信し、通報者等がその映像を取得する必要がある場合
- (2) 通報者等の安全が確保されていることが確認できる場合

(3) 通報者等がスマートフォンを利用している場合で、通信料の負担が発生することの承諾が得られる場合

(4) 指令センター内で専従の操作者を確保できる場合

2 システムの使用については、通報者等の協力によるものであることを踏まえ、通報者等に丁寧に説明するものとする。

3 システム使用中に通報者等の安全確保が難しいと判断した場合、直ちに通報者等に避難等を指示したうえで映像通信を中断するものとする。

(情報の管理)

第4条 指令課長は、システムの運用に伴い得られた個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）及び川崎市消防局個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年消防局訓令第12号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

(映像通信の記録等)

第5条 取得した映像の保存は行わない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。